

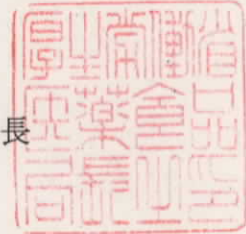
薬食発1017第1号
平成24年10月17日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬食品局長



薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知）

薬事法（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第2条第14項に規定する指定薬物の指定等については、薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令（平成19年厚生労働省令第14号）にて定めているところである。

今般、薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第146号）が別添のとおり平成24年10月17日に公布されたので、貴職におかれては、下記事項について御了知の上、関係各方面に対する周知徹底及び適切な指導方御配慮願いたい。

記

1. 指定薬物の指定

（1）新たに指定された物質

次に掲げる17物質について、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められたことから、法第2条第14項に規定する指定薬物として指定したこと。

- ① (4-クロロナフタレン-1-イル) (1-ペンチル-1H-インドール-3-イル) メタノン及びその塩類
- ② (2, 2, 3, 3-テトラメチルシクロプロパン-1-イル) (1-ペンチル-1H-インドール-3-イル) メタノン及びその塩類
- ③ 5-[3-(1-ナフトイル)-1H-インドール-1-イル] ペンタンニトリル及びその塩類
- ④ 1-フェニル-2-(ピロリジン-1-イル) ペンタン-1-オン及びその塩類
- ⑤ [1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-イル] (2, 2, 3, 3-テトラメチルシクロプロパン-1-イル) メタノン及びその塩類
- ⑥ [1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-イル] (4-メチルナフタレン-1-イル) メタノン及びその塩類
- ⑦ 2-ベンジルアミノ-1-(3, 4-メチレンジオキシフェニル) プロパン-1-オン及びその塩類
- ⑧ (1-ペンチル-1H-インドール-3-イル) (4-プロピルナフタレン-1-イル) メタノン及びその塩類
- ⑨ 2-(メチルアミノ)-1-フェニルブタン-1-オン及びその塩類
- ⑩ (4-メチルナフタレン-1-イル) [1-(ペント-4-エン-1-イル)-1H-インドール-3-イル] メタノン及びその塩類
- ⑪ 1-(4-メチルフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル) プロパン-1-オン及びその塩類
- ⑫ 1-(4-メチルフェニル) プロパン-2-アミン及びその塩類
- ⑬ (2-メチル-1-ペンチル-1H-インドール-3-イル) (ナフタレン-1-イル) メタノン及びその塩類
- ⑭ 1-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)-2-(ピロリジン-1-

イル) ブタン-1-オン及びその塩類

⑮ (2-メトキシフェニル) (1-ペンチル-1H-インドール-3-イル) メタノン及びその塩類

⑯ 2-(4-ヨード-2, 5-ジメトキシフェニル)-N-(2-メトキシベンジル) エタンアミン及びその塩類

⑰ (2-ヨードフェニル) (1-ペンチル-1H-インドール-3-イル) メタノン及びその塩類

※上記17物質のうち、①、⑧、⑫、⑬、⑰の5物質については海外で流通が確認されているが国内では未流通の物質である。

(2) 指定された物質を含む物

(1) に掲げる物質のいずれかを含有する物(ただし、元来これらの物質を含有する植物を除く。)は指定薬物であり、規制の対象となること。

2. 医療等の用途の規定

上記1. に示した物質について、法第76条の4に規定する医療等の用途は次に掲げる用途であること。

(1) 次に掲げる者における学術研究又は試験検査の用途

① 国の機関

② 地方公共団体及びその機関

③ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第4項に規定する大学共同利用機関

④ 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人

(2) 法第69条第3項に規定する試験の用途

(3) 法第76条の6第1項に規定する検査の用途

(4) 犯罪鑑識の用途

(5) (1) から (4) までに掲げる用途のほか、厚生労働大臣が人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがないと認めた用途

3. 施行期日

公布の日（平成24年10月17日）から起算して30日を経過した日（平成24年11月16日）から施行すること。

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二五七）
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（二五八）
- 港湾法施行令の一部を改正する政令（二五九）

〔府 令〕

- 警察法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府七〇）

〔省 令〕

- 薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働一四六）

〔告 示〕

- 総合特別区域計画を認定した件（内閣府二七二、二七五）

○総合特別区域計画の変更を認定した件（同二七六、二七七）

○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件（法務四三九）

○信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令第一項の規定による事務の指定に関する件（同四四〇）

○保安林の指定をする件

（農林水産二二九六、二二九八）

○土地区画整理事業の関係図書を縦覧に供する件（国土交通一一三五）

○砂防法第二条の土地を指定する件（同一一三六）

○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（同一一三七、一一三八）

○宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録事項の変更の件（同一一四〇）

（同一一三九）

○宅地建物取引業法施行規則の規定に基づく登録実務講習機関の登録事項の変更の件（同一一四〇）

○道路に関する件

（関東地方整備局三七二）

○浄化槽の型式の認定を更新した件（同三七三）

○浄化槽の型式を認定した件（同三七四）

○都市計画に関する件

（中部地方整備局一八三）

○道路に関する件（同二八四、一八五）

〔人事異動〕

内閣 法務省 防衛省

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔公 告〕

諸事項

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

特殊法人等

厚生年金基金変更、企業年金基金清算人就任関係

地方公共団体

教育職員免許状取上げ処分関係
会社その他

本号で公布された 法令のあらまし

◇暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二五七号）（警察庁）

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第五十三号）の施行期日は、平成二十四年一月三〇日とすることとした。

◇暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第二五八号）（警察庁）

1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行令等の一部改正

（一）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第十五条の三第一項第三号の政令で定める行為は、対立指定暴力団員の縄張内で営業を営む者に対し、自己の所属する指定暴力団等の威力を示す行為とすることとした（第一条関係）

（二）銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正
銃砲の所持許可の欠格事由となる凶悪な罪として法第四十六条第二号（同法第十五条の三第一項第三号に係る部分に限る。）に規定する罪等を追加することとした（第二条関係）

（三）その他の関係政令について、所要の改正を行うこととした。

この政令は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年一月三〇日）から施行することとした。

◇港湾法施行令の一部を改正する政令（政令第二五九号）（国土交通省）

1 石巻港及び松島港を国際拠点港湾として定められている仙台塩釜港に統合し、同港の名称を仙台湾港に改めることとした。（本則関係）

2 この政令は、公布の日から施行することとした。

港湾法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十四年十月十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

政令第二百五十九号

港湾法施行令の一部を改正する政令

内閣は、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）の一部を次のように改正する。
別表第一宮城の項を次のように改める。

宮	仙台湾	雄勝
---	-----	----

附則

この政令は、公布の日から施行する。

国土交通大臣 羽田雄一郎
内閣総理大臣 野田 佳彦

府

令

○内閣府令第七十号

警察法（昭和二十九年法律第六十二号）及び警察庁組織令（昭和二十九年政令第八十号）を實施するため、警察法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十四年十月十七日

警察法施行規則の一部を改正する内閣府令

警察法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項中「第三十二条の二及び第三十二条の三」を「第三十二条の三及び第三十二条の四」に改める。

附則

この府令は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第五十三号）の施行の日（平成二十四年十月三十日）から施行する。

省

令

○厚生労働省令第四百十六号

薬事法（昭和三十五年法律第四十五号）第二条第十四項の規定に基づき、薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十月十七日

厚生労働大臣 三井 辨雄

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中第七十四号を第九十一号とし、第七十三号を第九十号とし、第七十二号を第八十七号とし、同号の次に次の二号を加える。

八十八 二（四一ヨード二・五）ジメトキシフェニル―N―（二メトキシベンジル）エタ
ンアミン及びその塩類
八十九 （二一ヨードフェニル）（二ペンチル―H―インドール―三―イル）メタノン及びその
塩類

第一条中第七十一号を第八十六号とし、第六十六号から第七十号までを十五号ずつ繰り下げ、第六
十五号を第七十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

八十 （二一メトキシフェニル）（二ペンチル―H―インドール―三―イル）メタノン及びその
塩類

第一条中第六十四号を第七十八号とし、第五十八号から第六十三号までを十四号ずつ繰り下げ、第
五十七号を第七十号とし、同号の次に次の一号を加える。

七十一 一（三・四メチレンジオキシフェニル）二（ピロリジン―一―イル）ブタン―一―
オン及びその塩類

第一条中第五十六号を第六十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十九 （二メチル―一―ペンチル―H―インドール―三―イル）（ナフタレン―一―イル）メ
タノン及びその塩類

第一条中第五十五号を第六十七号とし、第五十四号を第六十四号とし、同号の次に次の二号を加え
る。

六十五 一（四一メチルフェニル）二（ピロリジン―一―イル）プロパン―一―オン及びそ
の塩類

六十六 一（四一メチルフェニル）プロパン―二―アミン及びその塩類

第一条中第五十三号を第六十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十三 （四一メチルナフタレン―一―イル）二（ペンチル―四―エン―一―イル）―H―イン
ドル―三―イル）メタノン及びその塩類

第一条中第五十二号を第六十一号とし、第五十一号を第五十九号とし、同号の次に次の一号を加え
る。

六十二 （メチルアミノ）―一―フェニルブタン―一―オン及びその塩類

第一条中第五十号を第五十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十八 （二一ペンチル―H―インドール―三―イル）（四一プロピルナフタレン―一―イル）メ
タノン及びその塩類

第一条中第四十九号を第五十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十六 二（ベンジルアミノ）―一―（三・四メチレンジオキシフェニル）プロパン―一―オン及
びその塩類

第一条中第四十八号を第五十四号とし、第四十七号を第五十二号とし、同号の次に次の一号を加え
る。

五十三 一（五一フルオロペンチル）―H―インドール―三―イル）（四一メチルナフタレン―
一―イル）メタノン及びその塩類

第一条中第四十六号を第五十号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十一 一（五一フルオロペンチル）―H―インドール―三―イル）（二・二・三・三―テト
ラメチルシクロプロパン―一―イル）メタノン及びその塩類

第一条中第四十五号を第四十九号とし、第四十号から第四十四号までを四号ずつ繰り下げ、第三十
九号を第四十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十三 一（フェニル―二―ピロリジン―一―イル）ペンタン―一―オン及びその塩類

第一条第三十八号を第四十一号とし、第三十七号を第三十九号とし、同号の次に次の一号を加える。
四十 五「三」（一）ナフトイル）ーHーインドールーイル）ペンタンニトリル及びその塩類
第一条第三十六号を第三十八号とし、第三十三号から第三十五号までを二号ずつ繰り下げ、第三十二号を第三十三号とし、同号の次に次の一号を加える。
三十四「二・二・三」ーテトラメチルシクロプロパンーイル）（ーペンチルーーHーインドールーイル）メタノン及びその塩類
第一条第三十一号を第三十二号とし、第二十五号から第三十号までを一号ずつ繰り下げ、第二十四号の次に次の一号を加える。
二十五「四」クロロナフタレンーイル）（ーペンチルーーHーインドールーイル）メタノン及びその塩類
附則
この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

告示

○内閣府告示第二百七十二号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十四年九月二十日付けで地域活性化総合特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。
平成二十四年十月十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

一 地域活性化総合特別区域計画の作成主体 秋田県
二 地域活性化総合特別区域の名称 レアメタル等リサイクル資源特区
三 当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業 地域活性化総合特別区域支援貸付事業
○内閣府告示第二百七十三号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十四年九月二十日付けで地域活性化総合特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。
平成二十四年十月十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

一 地域活性化総合特別区域計画の作成主体 富山県
二 地域活性化総合特別区域の名称 とやま地域共生型福祉推進特区
三 当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業 地域共生型障害者就労支援事業

内閣総理大臣 野田 佳彦

一 地域活性化総合特別区域計画の作成主体 山梨県
二 地域活性化総合特別区域の名称 とやま地域共生型福祉推進特区
三 当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業 地域共生型障害者就労支援事業

一 地域活性化総合特別区域計画の作成主体 山梨県
二 地域活性化総合特別区域の名称 とやま地域共生型福祉推進特区
三 当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業 地域共生型障害者就労支援事業

○内閣府告示第二百七十四号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十四年九月二十日付けで地域活性化総合特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。
平成二十四年十月十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

一 地域活性化総合特別区域計画の作成主体 岡山県
二 地域活性化総合特別区域の名称 ハイパー＆グリーンイノベーション水島コンビナート総合特区
三 当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業 地域活性化総合特別区域ガス融通事業
○内閣府告示第二百七十五号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十四年九月二十日付けで地域活性化総合特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。
平成二十四年十月十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

一 地域活性化総合特別区域計画の作成主体 広島県
二 地域活性化総合特別区域の名称 環境観光モデル都市づくり推進特区
三 当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業 地域活性化総合特別区域支援貸付事業

内閣総理大臣 野田 佳彦

一 地域活性化総合特別区域計画の作成主体 広島県
二 地域活性化総合特別区域の名称 環境観光モデル都市づくり推進特区
三 当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業 地域活性化総合特別区域支援貸付事業

一 地域活性化総合特別区域計画の作成主体 広島県
二 地域活性化総合特別区域の名称 環境観光モデル都市づくり推進特区
三 当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業 地域活性化総合特別区域支援貸付事業

○内閣府告示第二百七十六号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第十四条第二項で準用する同法第十二条第十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第二百四十九号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画の変更を平成二十四年九月二十日付けで認定したので、次のとおり公示する。
平成二十四年十月十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

一 国際戦略総合特別区域計画の作成主体 北海道、札幌市、函館市、帯広市及び江別市並びに北海道河東郡音更町、士幌町、上士幌町及び鹿追町、上川郡新得町及び清水町、河西郡芽室町、中札内町及び更別村、広尾郡大樹町及び広尾町、中川郡幕別町、池田町、豊頃町及び本別町、足寄郡足寄町及び陸別町並びに十勝郡浦幌町並びに北海道経済連合会
二 国際戦略総合特別区域の名称 北海道フー・ド・コンプレックス国際戦略総合特区
三 当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業 国際戦略総合特別区域設備等投資促進税制及び国際戦略総合特別区域支援貸付事業
○内閣府告示第二百七十七号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第十四条第二項で準用する同法第十二条第十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第二百四十八号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画の変更を平成二十四年九月二十日付けで認定したので、次のとおり公示する。
平成二十四年十月十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

一 国際戦略総合特別区域計画の作成主体 東京都
二 国際戦略総合特別区域の名称 アジアヘッドクォーター特区
三 当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業 国際戦略総合特別区域設備等投資促進税制及び国際戦略総合特別区域支援貸付事業

内閣総理大臣 野田 佳彦

一 国際戦略総合特別区域計画の作成主体 東京都
二 国際戦略総合特別区域の名称 アジアヘッドクォーター特区
三 当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業 国際戦略総合特別区域設備等投資促進税制及び国際戦略総合特別区域支援貸付事業

一 国際戦略総合特別区域計画の作成主体 東京都
二 国際戦略総合特別区域の名称 アジアヘッドクォーター特区
三 当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業 国際戦略総合特別区域設備等投資促進税制及び国際戦略総合特別区域支援貸付事業

○内閣府告示第二百七十八号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第十四条第二項で準用する同法第十二条第十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第二百五十四号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画の変更を平成二十四年九月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。
平成二十四年十月十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

一 国際戦略総合特別区域計画の作成主体 京都市、京都市、大阪府、大阪市、兵庫県及び神戸市
二 国際戦略総合特別区域の名称 関西イノベーション国際戦略総合特区
三 当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業 国際戦略総合特別区域設備等投資促進税制及び国際戦略総合特別区域支援貸付事業
○内閣府告示第二百七十九号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第十四条第二項で準用する同法第十二条第十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第二百五十五号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画の変更を平成二十四年九月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。
平成二十四年十月十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

一 国際戦略総合特別区域計画の作成主体 福岡県、北九州市及び福岡市
二 国際戦略総合特別区域の名称 グリーンアジア国際戦略総合特区
三 当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業 国際戦略総合特別区域設備等投資促進税制及び国際戦略総合特別区域支援貸付事業
○法務省告示第四百三十九号

内閣総理大臣 野田 佳彦

一 国際戦略総合特別区域計画の作成主体 福岡県、北九州市及び福岡市
二 国際戦略総合特別区域の名称 グリーンアジア国際戦略総合特区
三 当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業 国際戦略総合特別区域設備等投資促進税制及び国際戦略総合特別区域支援貸付事業
○法務省告示第四百三十九号

一 国際戦略総合特別区域計画の作成主体 福岡県、北九州市及び福岡市
二 国際戦略総合特別区域の名称 グリーンアジア国際戦略総合特区
三 当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業 国際戦略総合特別区域設備等投資促進税制及び国際戦略総合特別区域支援貸付事業
○法務省告示第四百三十九号

平成二十四年十月十七日

法務大臣 田中 庚秋

氏 名 ジェームズ・アンドリュース・ジュニア

生年月日 千九百八十三年十一月二十六日

国籍 連合王国